

(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1 号 双葉・韮崎・清里幹線

(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1 号 南牧佐久線

## 環境影響評価準備書

### 要約書

令和 8 年 2 月

山梨県・長野県

# 目次

第1章	都市計画対象道路事業の名称	1-1
第2章	都市計画決定権者及び事業予定者の名称	2-1
2.1.	都市計画決定権者の名称	2-1
2.2.	事業予定者の名称	2-1
第3章	都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）	3.1-1
3.1.	都市計画対象道路事業における環境影響評価手続きの対象範囲	3.1-1
3.2.	都市計画対象道路事業の目的	3.2-1
3.3.	都市計画対象道路事業の内容	3.3-1
3.3.1.	都市計画対象道路事業の種類	3.3-1
3.3.2.	都市計画対象道路事業実施区域の位置	3.3-1
3.3.3.	都市計画対象道路事業の規模	3.3-5
3.3.4.	都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数	3.3-5
3.3.5.	都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度	3.3-5
3.3.6.	都市計画対象道路事業に係る道路の区分、計画交通量及び構造の概要	3.3-5
3.3.7.	都市計画対象道路事業の工事計画の概要	3.3-17
3.3.8.	都市計画対象道路事業の連結位置	3.3-27
3.3.9.	都市計画対象道路事業に係るその他の事項	3.3-27
3.4.	その他の都市計画対象道路事業に関する事項	3.4-1
3.4.1.	都市計画対象道路事業の経緯	3.4-1
3.4.2.	計画段階環境配慮書以降方法書までの経緯	3.4-6
3.4.3.	方法書以降準備書までの経緯	3.4-8
3.4.4.	環境保全への配慮事項	3.4-13
第4章	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）	4.1-1
4.1.	自然的状況	4.1-1
4.2.	社会的状況	4.2-1
第5章	計画段階環境配慮書に関する内容	5.1-1
5.1.	計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	5.1-1
5.1.1.	計画段階環境配慮書に関する法令での規定の概要	5.1-1
5.1.2.	計画路線における計画段階環境配慮書の経緯と内容	5.1-1
第6章	計画段階環境配慮書に対する国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の見解	6-1
第7章	計画段階環境配慮書の案についての意見と事業予定者の見解	7-1
第8章	環境影響評価方法書について意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解	8-1
8.1.	山梨県の状況	8-1
8.2.	長野県の状況	8-183

第 9 章	環境影響評価方法書についての県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解	9-1
9.1.	山梨県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解	9-1
9.2.	長野県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解	9-9
第 10 章	都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	10. 1-1
10.1.	専門家等による技術的助言	10. 1-1
10.2.	環境影響評価の項目	10. 2-1
10.3.	調査、予測及び評価の手法	10. 3-1
第 11 章	都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価	11-1
第 12 章	事後調査	12. 1-1
12.1.	環境影響評価法に基づく事後調査	12. 1-1
12.2.	山梨県環境影響評価条例に基づく事後調査	12. 2-1
12.3.	長野県環境影響評価条例に基づく事後調査	12. 3-1
第 13 章	都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の委託先	13-1

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものです。

- ・測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R7 JHF 129
- ・本製品を複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

本準備書は、環境影響評価法第 38 条の 6 の規定により、都市計画決定権者が対象事業に係る事業予定者に代わるものとして、対象事業に係る施設に関する都市計画の決定と併せて手続きを行うため、同第 46 条第 1 項の規定により、事業予定者から資料の提供を受け、作成したものです。